

目次

事業所防災計画の具体的な作成要領

事業所防災計画の作成	1
事業所防災計画に定めておく項目	2
1 震災に備えての事前計画	4
2 震災の活動計画	16
3 施設再開までの復旧計画	27

資料

資料1 オフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策方法	30
資料2 震災対策における東京都のうごき	41

はじめに

- 1 地震による災害から生命及び財産を守るために、
 - ① 自らの生命は自らが守るという「**自助**の考え方」
 - ② 自分たちのまちは自分たちで守るという「**共助**の考え方」の二つを理解し、常日頃からの地震への備えが必要です。
- 2 事業所には、地震時の影響を最小限に抑えるために、それぞれの立場で出火防止等に最大限の努力を払い、また、従業員の安否確認、保護を図りながら、早期に事業を再開し、生活に必要な物資を社会に供給する重要な役割があります。

東京都では、前回の被害想定（平成24年4月公表）から約10年の間に住宅の耐震化や不燃化対策などの取り組みが進展した一方、高齢化の進行や単身世帯の増加など、社会構造も変化したことから、変化や最新の知見等を取り入れ、令和4年5月に新しい被害想定を公表しました。また、それに伴い東京都地域防災計画（震災編）も令和5年5月に修正されました。

事業者は、その社会的責任を自覚し、震災の防止、震災後の生活の安定及び都市の復興を図るため、「**事業所防災計画**」を作成しましょう。